



# 滋賀県公報

 令和
 6 年
 (2024年)

 1
 月
 9
 日

 第
 4
 7
 6
 号

 火
 曜
 日

毎週火・金曜 2回発行

り 次

 合性
 示

 地方自治法に基づく指定管理者の指定(障害福祉課、都市計画課、流域政策局)
 1

 道路の供用開始(道路保全課)
 2

 公告
 告

 大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)
 2

 県営土地改良事業計画の変更後の概要公告(農村振興課)
 3

告示

## 滋賀県告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。 令和6年1月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立信楽学園
- 2 指定管理者 近江八幡市安土町下豊浦4837番地 2 社会福祉法人グロー 理事長 牛谷正人
- 3 指定の日 令和5年12月21日
- 4 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

\_\_\_\_\_\_

## 滋賀県告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。 令和6年1月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立むれやま荘
- 2 指定管理者 近江八幡市安土町下豊浦4837番地 2 社会福祉法人グロー 理事長 牛谷正人
- 3 指定の日 令和5年12月21日
- 4 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

# 滋賀県告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。 令和6年1月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県営都市公園(湖岸緑地生川木戸川地区、和邇真野地区、堅田雄琴地区および北大津地区、春日山公園ならびに尾花川公園に限る。)
- 2 指定管理者 大津市浜大津四丁目1番1号 公益財団法人大津市公園緑地協会·一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体 代表者 公益財団法人大津市公園緑地協会 理事長 舩見順
- 3 指定の日 令和5年12月21日
- 4 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

# 滋賀県告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和6年1月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 大津港公共港湾施設(マリーナ施設を除く。)
- 2 指定管理者 大津市浜大津五丁目1番1号 琵琶湖汽船株式会社 代表取締役 川添智史
- 3 指定の日 令和5年12月21日
- 4 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 滋賀県告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。 令和6年1月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 大津港公共港湾施設 (マリーナ施設に限る。)
- 2 指定管理者 大阪府大阪市北区茶屋町1番32号 セイレイ興産株式会社 代表取締役 山岡健人
- 3 指定の日 令和5年12月21日
- 4 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

\_\_\_\_\_\_

#### 滋賀県告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月9日から令和6年1月23日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考	
夕加耐壮纳	犬上郡多賀町大字屛風字飛尾倉211番4地先から	令和6.1.15	L=149.3m	
多賀醒井線	犬上郡多賀町大字屏風字醒井水192番地先まで	9 時	L - 149. 5III	

公告

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年1月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フォレオ大津一里山 大津市一里山七丁目1-1
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、 代表者の氏名
- (1) 変更前 株式会社ネットワーク 東京都台東区元浅草三丁目16番10号 代表取締役 山田孝夫ほか61者
- ② 変更後 株式会社ネットワーク 東京都台東区駒形二丁目1番30号 代表取締役 山田茂ほか62者
- 3 変更年月日 令和4年8月1日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業者を行う者の住所および代表者等の変更のため
- 5 届出年月日 令和5年12月18日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

- (2) 縦覧期間 令和6年1月9日から令和6年5月9日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - ① 提出期限 令和6年5月9日

② 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

## 県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営下酢子池地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良 法 (昭和24年法律第195号) 第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 公告書類 県営下酢子池地区土地改良事業変更計画概要書
- 2 公告期間 令和6年1月9日から令和6年1月16日まで
- 3 掲示場所 大津市産業観光部田園づくり振興課および草津市環境経済部農林水産課

4 令和6年	(2024年)	1月9日	滋	<b></b> 賀	県	公	報	第 476 号	